

事業主の方へ。 ジョブ・カードを 活用して、 社員総活躍!!



求人・人材確保育成の頼れるツール「ジョブ・カード」がパワーアップ!

人材確保
人材育成

社員の
スキルアップ

キャリア
コンサルティング

助成金・奨励金

<http://jobcard.mhlw.go.jp/>

ジョブ・カード制度総合サイト

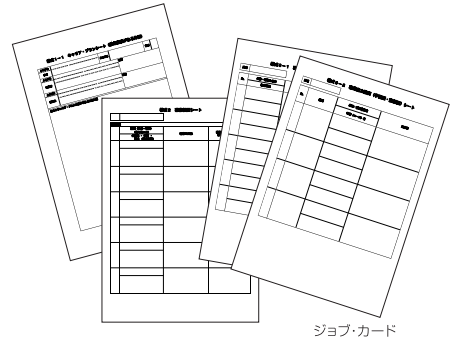
ジョブ・カード制度総合サイト

検索



人材確保・育成にジョブ・カードをもっと活用しましょう!

企業と求職者を繋ぐ支援ツールであるジョブ・カードが、求人をはじめ在職者の育成等に使いやすくなりました。ジョブ・カードは「キャリア・プランシート」「職務経歴シート」「職業能力証明シート」で構成されており、キャリアコンサルティング^(※1)等の相談のもと「キャリア・プランニング(職業生活設計)」及び「職業能力証明」のツールとして、労働者自身が生涯のキャリア形成のさまざまな場面において活用します。企業にとっても頼れるツールです。



ジョブ・カード

※1 キャリアコンサルティングとは、職業の選択、職業生活設計または職業能力の開発向上に関する相談に応じ、助言及び相談を行うことをいいます。ジョブ・カードの作成支援はジョブ・カード作成アドバイザーが行います。

ジョブ・カードを活用すると、こんなメリットがあります。

求人・人材確保	在職者の人材育成	「求職活動支援書」の作成	助成制度
<ul style="list-style-type: none"> ●履歴書だけでは分かりにくい応募者の職業能力に関する情報が把握できます。 ●「雇用型訓練」を活用し訓練生の適性や能力を判断し、ニーズにあった有能な人材を継続雇用できます。 <p>※雇用型訓練とは、企業が訓練生を直接雇用して実施する訓練です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●在職労働者の実務成果、職業能力を評価することにより、在職労働者のキャリア形成や職業能力の見える化が促進できます。 ●在職労働者へのキャリアコンサルティングに活用でき、課題や目標が明確になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●離職予定者の円滑な求職活動の支援に繋がる「求職活動支援書」の作成に活用できます。 <p>※事業主は、離職予定の高年齢者等がなるべく早い時期から求職活動を行えるよう、「求職活動支援書」を作成・交付しなければならないとされています。(高年齢者雇用安定法第17条1項)</p>	<p>教育訓練等で一定の要件を満たす場合は、人材確保・育成に国からの「助成金」「奨励金」を受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雇用型訓練 <ul style="list-style-type: none"> ★キャリアアップ助成金(有期実習型訓練) ★キャリア形成促進助成金(実践型人材養成システム) ●在職労働者の教育訓練等

ジョブ・カードは、こんな流れで活用します。



※2 教育訓練など公的支援の適格性の確認にも活用

詳しくは「ジョブ・カード制度総合サイト」をご覧ください。お近くの都道府県労働局へお問い合わせください。

ジョブ・カード制度総合サイト <http://jobcard.mhlw.go.jp/> 厚生労働省 都道府県労働局 ジョブ・カードセンター